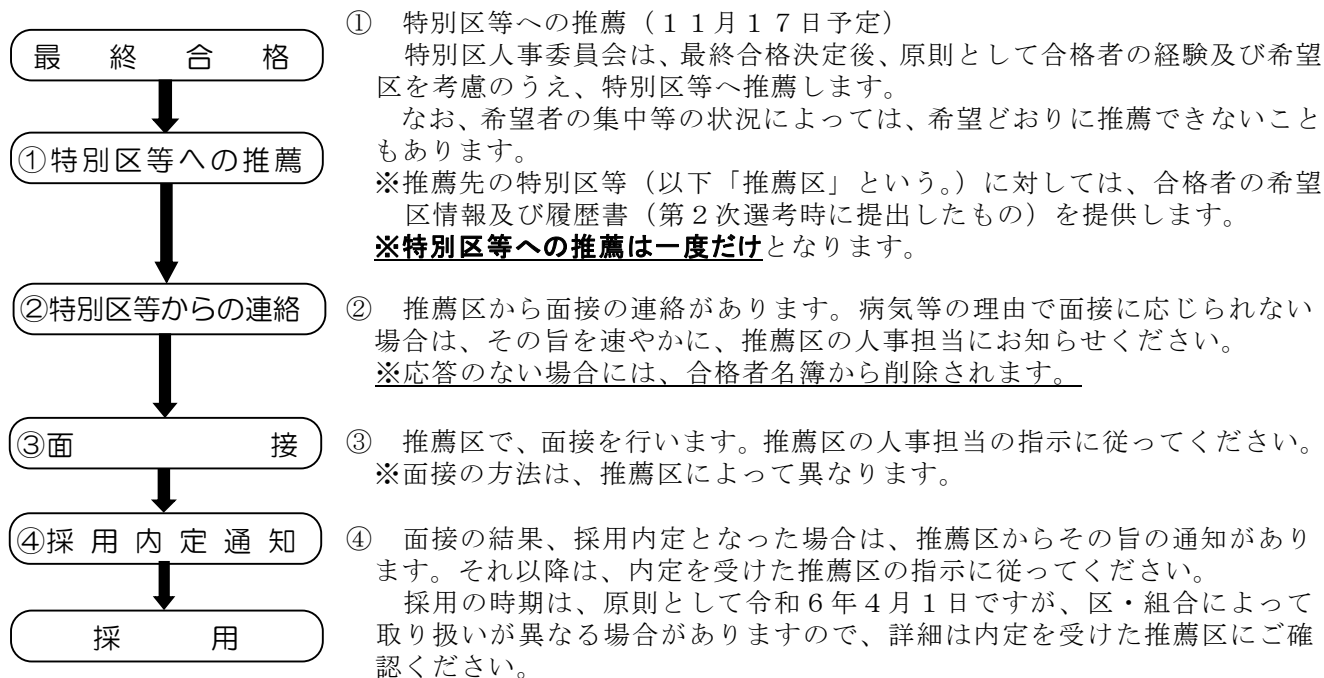


この度は、特別区職員採用選考を受験していただき、ありがとうございました。
 今回の特別区職員採用選考に最終合格された方は、「合格者名簿」に登載されました。
 今後の流れと注意事項等は、以下のとおりです。

1 今後の流れ



2 注意事項

- (1) 次の①～⑦に該当する場合は、合格者名簿から削除されます。
- ① 「採用辞退届」を提出した場合（詳細は裏面参照）
 - ② 特別区人事委員会又は特別区等からの照会に応答しない場合
 - ③ 心身の故障のため当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
 - ④ 上記③のほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
 - ⑤ 当該選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
 - ⑥ 当該受験の申込み又は当該選考において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合
 - ⑦ その他、特別区人事委員会が定める場合
- (2) 合格者名簿の有効期間
 名簿確定後1年間

3 職歴証明について

申込み時に記入（提出）した「職務経歴書」に記載されているすべての業務従事歴について「職歴証明書」を提出していただきます。提出時期等については、推薦区の人事担当の指示に従ってください。
 会社が倒産して存在しない等の理由で「職歴証明書」を取得できない場合は、推薦区の人事担当にお問い合わせください。

※次項もご確認ください。

4 採用辞退届

◆採用を辞退する場合

特別区等に就職する意思がなくなった場合は、「5 届書記入例」を参考に届書を作成し、必ず印鑑を押印し、封書にて速やかに提出してください（必須）。

なお、提出先は2か所です。必ず両方に同じものを提出してください。

提出先	1 推薦区の人事担当 2 特別区人事委員会事務局任用課採用係 ※ <u>必ず両方に同じものを提出してください。</u>
-----	---

この届書を提出した場合は、合格者名簿から削除され、特別区等への推薦を受ける資格がなくなります。

5 届書記入例（登録番号は、登録通知に記載されています。受験番号とは異なります。）

※ご自身で作成のうえ、必ず印鑑を押し、封書にて速やかに提出してください。

※用紙はA4サイズのものを使用し、横書きで記入してください。

令和〇年〇月〇日	
採用辞退届	
経験者2級職（主任）	△△区▽▽町〇-〇
事務	飯田橋 はな子 ㊟
登録番号 XXX 番	TEL 03-XXXX-XXXX
このたび〇〇区に推薦されましたが、下記の理由により、特別区等へ就職する意思がなくなりましたので、合格者名簿から削除してください。	
理由：（具体的に記入してください）	

問合せ先

特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 TEL:03-5210-9787 (平日 8:30~17:15)

※合格者ご本人がお問い合わせください。